

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 理事長 山口 益弘

第9回通常総会のご報告と2024（令和6）年度事業計画

2024年5月18（土）栃木県弁護士会館において総会を開催しました。正会員122名のうち101名の出席があり（委任出席を含む）、議案は全て承認されました。



第1号議案 2023年度事業報告・決算報告及び監査報告

第2号議案 2024年度事業計画及び予算承認の件

第3号議案 役員改選の件

◆差止請求業務

- ・差止請求訴訟を提起することが予定されており、訴訟活動を通じた周知活動も展開する。
- ・各種消費者被害情報の収集・調査・分析を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、不当な勧誘・約款等の使用に対する是正の申入れ等の活動を行う。

◆孤独・孤立、貧困と消費者被害

- ・適格消費者団体内でも、孤独・孤立、貧困と消費者被害の関連をふまえ、被害防止・回復のための連携がテーマにあがることもあり、当団体でもどのような活動ができるのかを検討する。
- ・消費者や事業者に対して消費者教育を行い、各種消費者施策に係る法律・規則・条例・制度について意見を発信する。

◆消費者団体・関係諸機関とのネットワークを構築します。

- ・毎年2回実施されている全国の適格消費者団体連絡協議会へ出席して、情報交換をします。
- ・栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課との意見・情報交換を引き続いて行います。
- ・県内の消費者団体とも、引き続き、情報交換をしていきます。

◆適格消費者団体の認定更新に向けて

- ・2025（令和7）年6月が認定更新の時期となる。意識的に会員の拡大に取り組むとともに、理事会、検討委員会、事務局体制をより安定したものとする。

役員体制

理事長	山口益弘	理事	島蘭佐紀	理事	北條俊介
副理事長	竹内明子	理事	白土美代子	理事	山田英郎
副理事長	鈴木洋平	理事	中田和良	理事	矢島秀和
理事	阿部健一	理事	中野謙作	監事	佐藤光正
理事	伊藤延子	理事・事務局長	服部有	監事	高橋拓矢
理事	岡田都茂子				

2024年5月18日、とちぎ消費者リンクの定期総会が開催されました。（実出席26名、委任状出席75名）

冒頭の理事長挨拶では、リンクの現在の活動状況や展望が話されました。

リンクでは、適格消費者団体の認定を受けてから5年が経過し、多数の企業や団体に対し、規約や広告などの差止請求を37件行いました。今年は、差止請求訴訟を初めて提起しており、より活動を深化させた年でもあります。（差止請求書、事業者からの回答書はホームページに掲載しております）

会員の皆様の会費のお陰でリンクの財政基盤は充実しており、“特定”適格消費者団体の認定基準をクリアしています。

そこで、理事長は、リンクも特定適格消費者団体を具体的に目指していきたいと挨拶の中で述べています。総会では予算や決算の承認をいただくとともに、理事・監事の改選についても承認をいただいております。総会後には新理事による理事会も開催しています。

～～～リンクは適格消費者団体ですので、訴訟を含めて差止請求をすることで、消費者被害の未然防止や被害拡大を行うことは出来ます。一方、消費者の被害回復は特定適格消費者団体としての認定を受ける必要があるのです。～～～



総会後の記念講演

「消費者団体訴訟制度の持続可能性・発展可能性」

消費者機構日本 専務理事 板谷伸彦 氏

板谷氏は、消費者団体訴訟制度について、他国と比較しつつ日本の制度の説明をされたうえで、実際に行った被害回復訴訟の事例についての話をしていただきました。

被害回復訴訟は、裁判所で認容判決を受けることも重要ですが、その後に行われる消費者への通知や裁判所への債権届出、回収金の配当などの実務面が大変であることを理解しました。また、相手方の資力など回収可能性を検討する過程で、訴訟提起を諦めることもあるなど、特定の認定を受けた後の実務面で多いに勉強になりました。

リンクでは、特定の認定を受けた後の事務能力の増強など課題を認識しつつ、今後とも消費者の被害回復を目指して邁進する所存です。

消費者機構日本は、2016年10月の消費者裁判手続特例法施行に伴い、消費者被害回復訴訟を提起できる「特定適格消費者団体」の認定申請を行い、同年12月に日本で第1号の「特定適格消費者団体」として、内閣総理大臣の認定を受けました。



株式会社オアシスに対し差止請求訴訟を提起しました

2024年5月20日、とちぎ消費者リンクは株式会社オアシス（本社 東京都渋谷区 以下オアシスという）に対して差止請求訴訟（不当行為や違法行為を止めさせるための法的手続き）を宇都宮地方裁判所に提起しました。裁判にあたり提出した訴状の概要は、5月21日に報道されました。

本訴訟はオアシスが提供するレンタルサーバー事業における①WEB サイト上の表示②解約をしたときの違約金について消費者に実際の価格より安く利用できると勘違いさせる表示であることから掲載の差止を求める訴訟です。

差止請求訴訟までの経過

- ・ 2022年 オアシスのレンタルサーバーを契約した消費者より情報提供を受けました。
- ・ 国民生活センターに対しオアシスのレンタルサーバーとの契約に関する消費者の相談件数を照会したところ、少なくとも100件の相談が寄せられていることがわかりました。
- ・ 2023年6月29日申入書、2024年3月4日差止請求書を送付しましたが、回答が得られなかったことから差止請求訴訟を提起しました。

訴訟の内容は下記のとおりです。

① WEB サイト上の表示 (<https://oasisserver.net/>)

初心者アフェリエイター応援キャンペーン

通常：99,000円 ▶ 初期費用0円60秒で自分だけのサイトが完成
月額 9800円

◆ オアシスの規約では「最低利用期間内の解約については、プラン特典適用外となり初期設定費用（9万9000円）を全額お支払いいただく必要があります。」と定めている。

◆ オアシスのWEB サイトの表示には、最低利用期間の記載はなく、月額9800円を支払えば、どのような場合でも、どのような時期に解約したとしても、初期費用がかからず、レンタルサーバーを利用できると勘違いさせる。

② 解約をしたときの違約金

問題視した規約

「初心者アフィリエイトプラン」の最低利用期間は、利用開始日から一年間（12ヶ月）が経過する日の属する月の末日までとします。最低利用期間内の解約については、プラン特典適用外となり初期設定費用（9万9000円）を全額お支払いいただく必要があります。

◆ 利用開始日から1年以内の解約について、一律9万9000円の違約金を定めている。

◆ オアシスは、WEB サイトでレンタルサーバーの申込がされ、契約に至るまでに事業を遂行する上で特に労力をかけたりすることがない。

◆ オアシスは、サーバーの料金として、契約をした消費者から毎月9800円の支払いを受けることができるので、1年以内に解約されたときにオアシスが別途被る損害というものは想定できない。

提訴後の経過

宇都宮地裁 第1民事部合議係に係属

第1回裁判期日 2024年7月4日 午後1時15分

次 回裁判期日（WEB 会議） 2024年9月5日 午後2時00分

国民生活センターより注意喚起情報

SNS をきっかけとして、著名人を名乗る、つながりがあるなどと勧誘される金融商品・サービスの消費者トラブルが急増 ーいったん振込してしまうと、被害回復が困難です！ー

相談事例

有名経済評論家の投資相談に参加したところ、アシスタントを名乗る人に次々に投資を勧められ、総額 1,500 万円を振り込んだが出金できない。

消費者へのアドバイス

- ・ SNS 上で勧誘を受けた場合は、まず疑ってみるようにしましょう。
- ・ 投資資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合、それは詐欺です。振り込まないでください。
- ・ 被害回復が難しいため、安易に投資資金を振り込むことは控えましょう。
- ・ 不審に思ったら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。 独立行政法人国民生活センターより

適格消費者団体めぐり① 消費者市民ネットおきなわ

団体プロフィール	主な活動（消費者市民ネットおきなわホームページより抜粋）
特定非営利活動法人	<u>1 沿革</u>
消費者市民ネットおきなわ	2006 年 消費者ネットワークおきなわ立ち上げ
	2013 年 4 月 18 日 消費者市民ネットおきなわ設立
所在地	2013 年 7 月 30 日 法人格取得
〒902-0067	2023 年 7 月 20 日 適格消費者団体認定
沖縄県那覇市安里 45 番地	<u>2 活動内容 脱毛エステ被害でんわ相談室（無料）を実施</u>
久米国鼎会会館 4 階	日時：2024 年 6 月 8 日（土）13 時 30 分～16 時
組織概要（2022.3 月末）	当日は当会会員の弁護士が相談をお受けします。
個人正会員 122 名	脱毛エステに関して、事業者の倒産や、返金遅延トラブル等の全国的
団体正会員 4 団体	にトラブルが多く発生しています。「途中でやめたら返金なし」
	「解約したのに支払いが続いている」「お試し 1,980 円」と安い金額で
	広告し顧客を誘引した結果、これなら支払えそうだ、試しにやってみる
	つもり、という軽い気持ちでサロンに赴いた顧客が、思いもよらない高
	額の契約を結ぶことになった。解約したら「僅かしか返金されない」と
	言われた等、中途解約・清算トラブルとなっています。



契約や悪質商法におけるトラブル、製品・食品やサービスによる事故などでどこに相談した
いやや

らよいかわからない場合には、消費者ホットライン 188 にお電話を！！

アナウンスが流れ、最寄りの消費生活相談窓口等をご案内します。